

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年8月11日（平成27年（行個）諮問第134号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第152号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が、平成24年特定月日に慰謝料請求 事件番号東京局特定番号の件で、あっせん申請した内容に関する資料一式。（事業場名：特定事業場）（平成25年特定月日に追加申請した分を含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月11日付け東労発総個開第26-737号により、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

部分開示ということで黒く塗りつぶされ内容が分からない部分には、あっせん委員の調整部分等も含まれており、あっせん申請した本人が知っていてもおかしくないことや、あっせん申請した本人が知るべきだと思われる部分が含まれている。

特に5枚目の特定月日の最初の処理経過の黒塗り部分に関しては、その下の部分の4行が開示されているのに、なぜ開示できないのか、開示できない理由が分からない。

また、6枚目のあっせん概要記録票の黒塗り部分は、申請人に対して伝えたことまで黒く塗りつぶされている。

特に下から4行目の「申請人には、」に続く1行が消されているが、申請人に対して伝えた内容であるから開示すべきではないか。

あっせん申請人は、「あっせんは機能しなかった」、「一方的に終了さ

れてしまった」と理解しているのです、なぜその様になってしまったのか、その理由が少しでも分かるように開示していただきたい。

現在不開示の部分を開示してもらっても、審査請求人は相手方会社に対し、何らかの行動を起こすものではないので、審査請求人開示してほしい。

その根拠として、審査請求人と特定会社との間で、特定年月日に、東京地方裁判所にて労働審判の和解が成立した。

その和解文の中に、「今後、正当な理由なくお互い連絡を取らない」ということが決められている。

今後の開示で、会社が虚偽の事実を主張していたことが分かって、審査請求人は会社に対して、何も行動を起こさないことを誓うので、不開示部分を開示するよう再検討をお願いします。

また、連絡票の次の頁に、「以下の2枚については被申請人（会社側）から任意に提出されたものであるため全面不開示につき、省略する」と記載された紙が一枚入っていた。開示まで行かずとも、これがどのような種類のものかタイトルか見出しだけでも教えてほしい。

会社から開示しないとの約束で開示できないのであれば、その書面を出してほしい。

上記に述べてきたように、不開示部分を開示していただいても、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはなく、それに該当するとは考えられず、また、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報だとは考えられないため、審査請求人に対して開示してほしい。

(2) 意見書

審査請求時にも書面（審査請求書）を提出しているが、今回諮問庁：厚生労働大臣より提出された理由説明書を読んで、再度意見を述べる。

今回の個人情報開示請求は、それを知ったからと言って何らかの行動を起こす目的でなされたものではないということを再度申し上げる。

自分の申請した「あっせん」は、どのようにして不成立に終わってしまったのか、私はどのように扱われたのかという事実を知りたいために申請したものである。

ア あっせんのあっせん委員による中断の理由を知りたい。

イ あっせんが機能しなかった理由を知りたい。

ウ 私がどのように扱われたのかを知りたい。なぜ、あんなにも簡単に終わったのか知りたい。

私がどのように扱われたのかは、あっせんにおける私の個人情報である。

あっせんの記録の中で、私に関することは私の個人の情報である。

私の申請したあっせんの経過を見れば、報告書に事実が書かれているのであれば、おのずと分かるはずである。

「あっせん」というのは、あっせん委員が平行線の会社と労働者の間に入り、その平行線を縮めるためにいろいろな提案・説得を行ってくれるものと、いろいろな資料で確認して申請した。

両者の主張がかなり開いている場合でも、あっせん委員が尽力をしてくれて、まとめてくれるものと思っていた。

それは、私が読んだあっせんの事例集には、その様な例がいくつも載っていたからである。

「あっせん」とは100%満足は行かなくても、何回かの話し合いの後、何かしらの和解案に導き、それを両者共に了承するかどうかというものだと理解していた。

しかし、私の時はそうではなかった。

話合いもまるっきりなかった。

簡単に終わった。

それも、申請人である私にちょっと確認すればいいだけのことをせずに、会社の虚偽の主張を鵜呑みにして、会社を帰ってしまったと言われてびっくりした。

あっせん委員は、それが事実かも確認せず、会社を説得することもせず、会社を、即、帰してしまったのである。会社との初回の接見で。あまりに素人の作業である。

会社は、私の雇止めを「前の上司が伝えてある」という虚偽の主張をしたらしいのである。

私が2回目にあっせん委員の部屋に通されたときには、既に会社に帰ってもらった後であった。

私はその時すぐ「それは事実と違う。何で確認してくれなかったか」と訴えた。

すると、「もう会社を帰してしまいましたから」と言われて、何で、もう少しきちんとした対応をやってくれなかったのか！とショックを受けた。

1回目の面接ではあっせん委員からの的外れな成績のシステムを長々と質問されて時間を費やされ、その他の本題は2回目に聞いてくれるのかと思っていたが、2回目はなかった。

「そのお粗末な経緯」は、きちんと正しく記録されているだろうか。現在の不開示の部分に正しく記録されているのだろうか。自分の目で確認したい。

本当に会社はそう言ったのだろうか。それにしても、そんなことで会社を帰すのもおかしいのではないか。「あっせん」を申請するくらいで

あるから、両者は平行線に決まっている。

本当にあっせん委員はやる気があったのだろうか。

あっせん委員はあっせん委員として、本来やるべき仕事を遂行していない。

会社の主張は黒塗りで不開示であっても、あっせん委員が私にどのように説明したのかという報告が、どのように書いてあるのか、知りたい。

現在の黒塗りの不開示部分以外の開示された部分には、あっせんが不調に終わった具体的な理由や経緯が書かれていない。会社を帰した理由や、申請人の私にどのように説明したのかを、処理経過に書いてあるはずである。処理経過だから、結果でなく経過が書かれているはずである。

会社のどのような材料が、説得不可能と判断するに至ったのかが、書かれているはずである。

会社の主張は会社の個人情報であったとしても、会社を帰した理由は、会社の個人情報ではない。

黒塗りの部分に書かれているはずなので、開示すべきである。会社の主張部分は消されていても、その周囲に、説得不可能であると判断された経過が書かれているはずである。

現在の状態だと、全て、全部消されているので、何も分からない。消しすぎである。

複数の弁護士にも見てもらったが、「消しすぎである」と指摘された。具体的に書くと、

あっせん処理票の5頁の「処理経過」欄4行目7文字目から5行目20文字目は開示すべきである。

あっせんを誠意を持ってやったのであれば、開示できる内容であるし、開示することが厚生労働大臣及び労働局にとっても有益なことである。

上記部分は、同5頁8行目から11行目の会社側の主張が開示されているのに、4行目7文字目から5行目20文字目が開示されていないのは、おかしいことである。

また、6頁の被申請人の主張の黒塗りはともかく、特定委員の調整の25行目から37行目と38行目6文字目から42文字目に関しては、なぜ見ることができないか納得できないので、強く開示を要求する。

「先方の受け答えだから」との説明を聞いたが、先方の直接の話し言葉以外は開示してもらえべきである。

また、38行目の6文字目から42文字目に関しては、「申請人には、」の後には、申請人に対して伝えたことが書かれているのだから、不開示にする必要はなく、開示すべきである。

このような部分も黒く塗られていることで、不開示の正当性を疑わざるを得ない。

申請人が聞いていることと違うことが書かれているから開示できないのではないかと考えてしまう。

その後も、納得いかず、電話で問い合わせると上司という人が電話口に出たが、その対応はお粗末であった。(メモを探しその上司の役職と名前を確認中である。平成25年2月に責任者であった者である。)

形だけやって、数をこなすようなそんない加減なことでもいいのだろうか、と今でも思っている。

あっせん委員たちの怠慢を隠すために不開示にすることのないようにしていただきたい。

開示していただけて、私の感じていることは間違いで、あっせん委員は非常に尽力してくれたということが分かれば、私もすっきりし、それはあっせん委員にとっても有益なことではないかと思う。

さて、ここからは具体的に諮問庁の理由書に関して述べさせていただく。

「被申請人と労働局の担当者のやり取り等については」となっているが、このやり取りの内容により、あっせん委員は双方の歩み寄りに尽力することをしなかった可能性があるため、審査請求人はその内容を知るべきであると考えます。

2(3)不開示情報該当性のイに「開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり」となっているが、開示することで、当該事業場が、開示することにより、どんな権利と、どんな競争上の地位、その他正当な利益を害するのだろうか。具体的に示してもらわないと納得できない。

素人だから、難しい文面を提示すれば納得するのではないかと考えているのではないかと思わざるを得ない。素人にも分かるように説明すべきである。

今回の情報開示請求は、審査請求人である私に開示するだけなので、世の中に公表するわけでもないのに、地位や権利を害するはずがない。どうやって害することができるというのか。

開示しない理由としてこじつけているとしか思えない。

前にも記述したが、あっせん処理票の5頁の「処理経過」欄4行目7文字目から5行目20文字目は開示すべきである。

また、2(3)不開示情報該当性のウに該当しない理由として、「開示することにより、被申出人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから」と記述されているが、その「おそれ」とは具体的に

ということか？

もう、終わったことに対して私が何かできるのか？

一般に開示するものではなく、審査請求人の与太脂に開示するだけなので、そのおそれはあり得ない。

何をこじつけているのか？こじつけているとしか考えられない。

不開示部分が開示されたとしても、会社の利益や競争上の地位を害する内容だとは考えられない。

そんな心配をするより、「あっせんはいい加減なもの」と言い伝えられないように、しっかり両者の話を聞いて解決に結びつける努力をするべきではないか。

また、全面不開示の53頁と54頁についてであるが、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報である」と言っているなら、「開示しないという条件を示した書面を提出してもらいなさい」と弁護士から指摘された。

開示しないと約束したのならば、その証拠の書類を見せてほしい。

これは初回申請時に提出した書面にも書いたので、諮問庁は「開示しないという約束をした書面」を理由書と一緒に提出すべきではないか。

そして、この全面不開示の2頁については、どのような種類のものなのか、タイトルが見出しだけでも開示するように引き続き要求する。

前回出された不開示部分は、申請人に対して伝えた内容まで黒く塗りつぶされており、不開示の基準の正当性を疑わざるを得ない。

また、52頁の事業場の名称にも黒く塗りつぶされているところがあるが、会社の電話やファックスは、審査請求人の知る情報であるはずであるが、不開示とはどういう基準なのだろうか。ここに書かれているのは、会社の権利や利益を害する、二重帳簿のような秘密の電話とファックスなのだろうか。

今回、52頁の会社意見等記入欄の2文字しか新たに開示をされないと書かれていた。

初回のものとはほとんど変わらない。

誰のための個人情報開示なのか疑わしい。

審査請求人の納得できるように個人情報を開示すべきである。

形だけの個人情報開示は辞めていただきたい。

「あっせんをいい加減にやったので開示できない」ということのないようにお願いします。

今回はその様なことのないようにお願いします。

個人情報保護法には、(訂正請求制)というのが設けられており、個人情報の間違っている場合、訂正する権利があるはずである。

「何人も開示決定に基づき開示を受けた自己に係る保有個人情報について内容が事実でないと思うときに必要な訂正を請求することを権利として定めたもの」となっている。

しかし、今の状態では間違っていることが書かれているか分からず、訂正する権利を侵害していると言わざるを得ない。

また、法の16条に、(裁量的開示) というものが記載されている「行政機関の長は、開示請求に関わる保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」(引用)

行政機関の長は、私の書面を熟読していただき、是非、少しでも多く開示してくれることを要求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、下記2(4)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。)に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導、さらには紛争調整委員会によるあっせんを実施するものである。

紛争調整委員会によるあっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成13年厚生労働省令第191号)14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結

に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から東京労働局長に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし11の文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書は以下の i ないし vi の文書に分類され、これらの文書には請求者の申出内容、特定企業の主張内容、あっせんの処理経過、内容、結果等が記載されているほか、紛争当事者（請求者、特定企業）から提出された資料等が添付されている。

i あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

ii あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは、あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり、事件番号、受理日、開始決定日、あっせん日、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、担当あっせん委員名、紛争事案の概要、あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

iii あっせん申請書

あっせん申請書は、紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんを申請するための文書であり、紛争当事者の氏名・住所・電話番号、あっせんを求める事項及びその理由、紛争の経過、その他参考となる事項、申請年月日、申請人の氏名等が記載されている。

iv 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書には、連絡票及び添付資料がある。

v あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には、あっせん開始通知、あっせん期日に関するご通知、あっせん打切り通知書、事件番号「東京局特定番号」に係わるあっせんに求める事項の追加要請について、あっせんに関する「追加資料」の送付について（8部）、FAX送信書、あっせん申請書の送付についてがある。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

対象文書1の①、②及び④、対象文書2の①及び②、対象文書4、対象文書8並びに対象文書9の①には、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者等の職氏名等が記載されており、請求者以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロについて

対象文書1の③及び⑤、対象文書2の③、⑤ないし⑦、並びに対象文書9の②ないし④には、あっせんの被申請人である特定事業場の主張及び意見等や特定事業場が提出した資料等が含まれている。

これらの情報は、特定事業場に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

対象文書1の③及び⑤、対象文書2の③ないし⑦並びに対象文書9の②及び③には、申請人の主張に対する被申請人の反論、担当あっせん委員のあっせんの内容等が含まれている。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、被申出人と労働局の担当者のやり取り等については、開示することにより、被申出人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

対象文書9のうち、別表の2欄の新たに開示するとした部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「部分開示ということで黒く塗りつぶされ内容が分からない部分には、あっせん委員の調整部分等も含まれており、あっせん申請した本人が知っているもおかしくないことや、あっせん申請をした本人が知るべきだと思われる部分が含まれている。特に、5枚目の特定月日の最初の処理経過の黒塗り部分に関しては、その下の部分の4行が開示されているのに、なぜ開示できないのか、開示できない理由が分からない」、「また、6枚目のあっせん概要記録票の黒塗り部分は、審査申請人に対して伝えたことまで黒く塗りつぶされている。特に、下から4行目の「申請人には、」に続く1行が消されているが、審査申請人に対して伝えた内容なのだから開示すべきなのではないか。あっせん申請人は、「あっせんは機能しなかった」、「一方的に終了されてしまった」と理解しているので、なぜその様になってしまったのか、その理由が少しでもわかるように開示していただきたい。」、「また、連絡票の次のページに、「以下の2枚については被申請人（会社側）から任意に提出されたものであるため全面不開示につき、省略する」と記載された紙が一枚入っていた。開示までいかずとも、これがどのような種類のものかタイトルが見出しだけでも教えてほしい。会社から開示しないと約束で開示できないのであれば、その書面を出してほしい。」、「上記に述べてきたように、不開示部分を開示していただいたとしても、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することはなく、それに該当するとは考えられず、また、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報だとは考えられないため、審査申請人に対して開示をして下さい。」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記2(4)で開示することとした部分については新たに開示した上

で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月15日 審議
- ④ 同年12月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年12月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が、平成24年特定月日に慰謝料請求 事件番号東京局特定番号の件で、あっせん申請した内容に関する資料一式。（事業場名：特定事業場）（平成25年特定月日に追加申請した分を含む。）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（あっせん処理票）の不開示部分について

ア ①の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者の職氏名及び電話番号である。

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) ①のうち電話番号（2行目）については、原処分が開示されている部分から事業主の電話番号であることが明らかであって、審査請

求人を知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

- (イ) ①のうち当該事業場のあっせんの担当者の職氏名については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ ②及び④の不開示部分はあっせんの被申請人である特定事業場の担当者の職氏名であり、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ その余の不開示部分は、被申請人側の主張であり、強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書2(あっせん概要記録票)の不開示部分について

- ア ①及び②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定事業場のあっせん参加者の職氏名であり、上記(1)ア(イ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ ③の不開示部分は、あっせんにおける被申請人側の主張であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- ウ ④ないし⑦の不開示部分は、あっせん委員の判断、あっせんの内容等が記載されており、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表に掲げる文書4(あっせんに関する「追加資料」の送付について(8部送付)及び添付資料)及び別表に掲げる文書8(FAX送信票)の不開示部分について

当該不開示部分は、あっせん委員の勤務先及び職名であり、委員氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該情報は、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、当該情報は、職務遂行の内容に係る部分とは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、原処分で個人識別部分である氏名が開示されていることから、法15条2項による部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書9（連絡票及び添付資料）の不開示部分について

ア ①の「担当者職氏名」欄、「TEL」欄及び「FAX」欄の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定事業場の担当者の職氏名及び電話番号等である。

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) ①のうち「TEL」欄については、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ ②及び③の不開示部分は、被申請人の意見及び被申請人が提出した資料であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、

個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分は同条2号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分	4 該当条文	5 開示すべき部分
番号	文書名	頁				
1	あっせん 処理票	1ない し5	なし	① 1頁「⑩紛争当事者（事業主）」「本人」欄の不開示部分	2号	2行目
				② 3頁「処理経過」欄17行目1文字目及び2文字目	2号	なし
				③ 3頁「処理経過」欄17行目23文字目ないし20行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
				④ 5頁「処理経過」欄2行目14文字目ないし24文字目	2号	なし
				⑤ 5頁「処理経過」欄4行目7文字目ないし5行目20文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
2	あっせん 概要記録 票	6	なし	① 6頁「紛争当事者（事業主）」「本人」欄の不開示部分	2号	なし

			なし	② 6 頁「あっ せんの概要」 欄 1 行目 2 3 文字目なし 2 7 文字目	2 号	なし
			なし	③ 6 頁「あっ せんの概要」 欄 1 4 行目な いし 2 3 行目	3 号イ及 びロ並び に 7 号柱 書き	なし
			なし	④ 6 頁「あっ せんの概要」 欄 2 5 行目及 び 2 6 行目	3 号イ及 びロ並び に 7 号柱 書き	なし
			なし	⑤ 6 頁「あっ せんの概要」 欄 2 7 行目な いし 3 3 行目	3 号イ及 びロ並び に 7 号柱 書き	なし
			なし	⑥ 6 頁「あっ せんの概要」 欄 3 4 行目な いし 3 7 行目	3 号イ及 びロ並び に 7 号柱 書き	なし
			なし	⑦ 6 頁「あっ せんの概要」 欄 3 8 行目 6 文字目なし 4 2 文字目	3 号イ及 びロ並び に 7 号柱 書き	なし
3	あっせん 打切り通 知書及び 添付資料	7 ない し 3 8	—	—	—	—

4	あっせんに関する「追加資料」の送付について（8部送付）及び添付資料	39及び40	なし	2行目ないし3行目9文字目	2号	なし
5	事件番号「東京局特定番号」に係わるあっせんを求める事項の追加要請について及び添付資料	41及び42	—	—	—	—
6	あっせん申請書（平成25年特定月日受付）及び添付資料	43ないし48	—	—	—	—
7	あっせん期日に関するご通知	49及び50	—	—	—	—

8	F A X送 信書	5 1	なし	3行目3文字 目ないし4行 目9文字目	2号	なし
9	連絡票及 び添付資 料	5 2な いし5 4	5 2頁1行目 1文字目ない し3文字目	①5 2頁「担 当者職氏 名」, 「T E L」及び「F A X」 ②5 2頁「会 社意見等記入 欄」1行目及 び2行目(1 行目1文字目 ないし3文字 目を除く。) ③5 3頁ない し5 4頁全面	2号 3号イ及 びロ並び に7号柱 書き 3号イ及 びロ並び に7号柱 書き	「T E L」欄 なし なし
1 0	あっせん 開始通知 書及び添 付資料	5 5な いし5 8	—	—	—	—
1 1	あっせん 申請書 (平成2 4年特定 月日受 付), あ っせん申 請書の送 付につい て及び添	5 9な いし1 3 0	—	—	—	—

付資料					
-----	--	--	--	--	--

※対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号11の1枚目ないし130枚目に1頁ないし130頁と付番したものを「頁」として記載している。